

(様式第1号)

令和3年3月15日

陸前高田市議会議長 福田利喜様

会派名 新志会

代表者職氏名 会長 蒲生 哲



政務活動概要報告書

政務活動費に関する取扱要領第6条第2項の規定により、令和2年度政務活動の状況について報告いたします。

記

研修事業

- 1 自治体議会特別セミナー盛岡
- 2 実施日 令和2年10月30日(金)
- 3 場 所 盛岡市民文化ホール 第2会議室
- 4 参加者 蒲生 哲
- 5 行 程 別添出張報告書のとおり



令和2年10月31日

新志会 会長 蒲生 哲 様

新志会 蒲生 哲



出張報告書

出張者氏名	蒲生 哲
出張月日	令和2年10月30日(金)～31日(土)
出張(用務)先	盛岡市民文化ホール 第2会議室
目的(用務)	自治体議会特別セミナー盛岡
面談者等	三重県地方自治研究センター 上席研究員 高沖秀宣氏
交通手段	自家用車
経路等	10月30日(金) 陸前高田市発→釜石道、鱒沢IC経由→東北道、盛岡南IC→盛岡市民ホール着 10月31日(金) 盛岡発→東北道、盛岡南IC→釜石道、鱒沢IC経由→陸前高田着
出張費用	受講料、旅費等 11,390円
顛末	<p>研修項目</p> <p>①議員の資質向上の在り方 ②「二元代表制」における議会活動・議員活動 ③政務活動費とは何か ④政務活動費の政策的活用 講師：三重県地方自治研究センター 上席研究員 高沖秀宣氏</p> <p>研修の概要</p> <p>第一講 議員の資質向上 I 議会の役割・機能 II 議員の役割・資質 III 「二元代表制」と「議会改革」 (1)「二元代表制」について (2)議会改革について</p> <p>第二講 政務活動費活用策 I 政務活動費とは何か (1)地方自治法の規定 (2)調査研究その他の活動 経費の範囲について条例で定めること (3)使途の透明性の確保 II 政務活動費の適正な運用 使うことが目的ではなく、議員活動の成果を挙げるための支援措置 III 政務活動費と政策立案</p>

(1)政策立案能力

(2)施策立案、課題を解決するための有効な政策をまとめること

IV 政務活動費を巡る問題点

(1)政務活動費を廃止し、議員報酬を増額？

(2)「政務活動」は何を変えるか？

(3)政策立法費に改正

(4)最近の政務活動費の不適切な事例

【所感】

○議員の資質向上の在り方について

議会の役割は、議事機関として設置されていることにより、多様な民意を反映した審議・熟議を十分に行うことにより議決責任を認識することが重要で、さらに市長当局等の執行機関に対し、相互の牽制と均衡に立った監視機能を果たすことである。そのために「議員力」及び「議会力」を常に強化せねばならない。「議員力」とは、市民目線で様々な課題を捉え、それらを解決するために備えておくべき議員としての能力であり、「議会力」とは二代表制の一翼を担い、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき能力である。

従って、議員は特定の分野に関する高い専門的知見をもち、地域の課題把握や情報収集に努め政策提言・政策立案を行うことが求められている。自らの日頃からの自己研鑽はもとより議会として、あるいは委員会としてもその専門性の向上を高める研修等は必要である事を学んだ。

○政務活動費の政策的活用

政務活動費とは、議会の議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し交付することができる地方自治法第100条の中に規定されている。中でも、その他の活動は、あくまで調査研究につながる活動が主な物とすべきであるとの指摘があった。

政務活動費は、あくまでも議員活動費の一部であり、かつ、政策提案、委員会提案、議案修正等のための調査研究費として使用すべきであり、課題と関係ない自己のスキルアップなどは議員報酬で対応すべきとの指摘もあり。常に市民に対して必要性・合理性の説明責任を負うものであることの自覚が必要であると感じた。

今般のセミナーは議員活動を改めて認識させられるセミナーであり、議会改革の基本を学ぶことを目的としたセミナー研修であった。特に、政務活動費の用途については、本来の意味を説くこととなり、調査研究費に使うべきものであることに改めて気づかされ

	<p>た。本年度はコロナ禍ということもあり調査研究の自粛を余儀なくされてしまったが、このセミナー研修を糧に、本市の新たな再生に向け精進していく。</p>
--	--